

平成 27 年 12 月 9 日

埼玉県テニス協会会員登録番号導入の件

掲題の件について、既に移行期間として当期より各郡市テニス協会に会員登録番号が提示されていますが、平成 28 年度からこの会員登録番号制度が全面的に導入され実施されます。

各部署で機会あるごとにお知らせしていますが、今後の埼玉県テニス協会主催の大会及び行事等は、この番号の記入が義務付けられますのでよろしくお願い致します。

従って、会員登録番号は個人に付与されますので、複数の番号を持った会員（在住・在勤・在クラブ）もありますが、その都度適合した番号を記入して下さい。

- 1) 埼玉県テニス協会主催大会（県民総合体育大会）
在住・在勤のみ
- 2) 都市対抗テニス大会（地区予選会も同じ）
出場する郡市テニス協会に所属すること
- 3) 埼玉県テニス協会主催行事（ルール及び指導者講習会等）
いずれの会員番号を記入でも良い

尚、審判・指導者資格の明記は、各郡市テニス協会で有効に活用して頂くことにより普及・強化に役立つことを期待しています。